

岩手県選挙管理委員会告示第48号

平成21年7月21日の衆議院の解散による衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録等について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び第23条第1項の規定により、次のとおり定めた。

平成21年8月14日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野村 弘

- 1 被登録資格の決定の基準となる日 平成21年8月17日（年齢については、同年8月30日）
- 2 登録を行う日 平成21年8月17日
- 3 縦覧に供する期間 平成21年8月18日